

〈ライフサポートセンター〉

ながの労福協

vol.314

2019年
5月15日号

お役立ち情報

20歳代に増える 投資用マンションの 強引な勧誘に注意!

全労済
こんにちは全労済です。
ろうきん
ろうきんってどんな金融機関?

連載
シリーズ

地区労福協活動ニュース
あの店、この店、どんな店

北信地区労福協
上田市 目昌亭



北信地区「春の住宅フェア」開催



2019年4月6日(土)・7日(日)の2日間、長野市・エムウェーブにて、第18回労福協「春の住宅フェア」を開催し、両日合わせて117組301名が来場されました。



今回はろうきん北信地区業者会加盟業者より16社・情報提供企業7社の合計23社が結集し、「宅地情報」「新築・建売・中古住宅」「リフォーム相談」など『住まいづくり』に関する盛りだくさんの最新情報やお役立ち情報を、住宅営業担当者よりタイムリーに相談できる貴重な機会となり、出展企業ブースコーナー

では多くの家族が熱心に聞き入っていました。ろうきん住宅ローン相談コーナーでは、具体的な資金計画に対するアドバイスや返済シミュレーションの提案を中心に相談された方も多くいらっしゃいました。

また家族で楽しめる企画として、①スタンプラリー抽選会を通じた出展企業ブース2社以上を回る参加企画、②<子ども限定>須高建設産業労働組合による「イス作り体験」、③<子ども限定>ストラックナイン、④<子ども限定>お菓子すくいを用意し、住宅フェア会場に来場

いただいた多くの家族の皆さんに楽しんでいただきました。



全労済からフードバンク信州に 美味しいカレーの贈呈



昨年度60周年を迎えた全労済本部より、社会貢献の一環として都道府県労福協と連携しているフードバンクに食料が提供されることとなり、長野県では3月28日にフードバンク信州に対して全労済長野推進本部関本部長より贈呈が行われました。

全労済より寄贈されたレトルトの米沢牛ビーフカレー300食を前に、NPO法人フードバンク信州佐藤理事長より、「多くの皆さんから食料提供を受けてはいるが、困窮世帯をはじめ当座の食料を必要とする

方が増加し、提供が追いつかない状況の中、今回受贈した食品を有効に活用させて頂きたい」との感謝の言葉を頂きました。

フードバンク信州では2018年度2月末現在で、フードドライブや直接受け入れなどで27,157kgの食料の受け入れがありましたが、個人支援・団体・子供の居場所支援等合計で27,182kgの食料提供を行っており、まだまだ支援する食料が不足している状況です。更に多くの皆様からの、フードバンク信州への温かいご支援をお待ちしております。



関本部長（右）より寄贈食料を佐藤理事長に手渡す

北信地区労働者福祉協議会は、現事務所から活動基点を中野市の中心商店街に移転することが目前に迫っており、今まで以上に須高地区労福協や福祉団体と連携をはかりながら活動していく方針です。

【具体的な活動】

☆親子潮干狩りバスツアー

組合員間の親睦と親子の触れ合いを目的に開催している人気のイベントで、須高地区と共催で毎年行われている行事です。親子と一緒にアサリを見つける光景は微笑ましくもあり、また他単組の組合員のご家族とも交流ができ、活動の中で重要な役割を果たしています。



☆退職前セミナー

退職前セミナーは、中野会場・飯山会場と毎年2回開催しており、両会場ともご夫婦での参加が増えてきています。



今後ますます加速する高齢化社会で、生き方の一環として聴講される方が多く、質問内容も踏み込んだものが多く聞かれます。

☆ふあみフェス

中野・飯山地域以北に在住する子供たちへ、役立てるチャリティーを目的に、ろうきん中野支店と県労

福協との3団体共催行事となっており、内容については、焼きそばやフランクフルト、ポップコーン、綿アメなどの模擬店の出店や、親子で作る簡単な工作。また、射的や子供向けの各種プレイゲームなどで大勢の親子に楽しんでもらった後、午後からはアニメの上映と抽選会を行ない、大変好評を得ることができています。



また、各組織の役員や構成員、職員の方々が、このイベントの成功に向けて一丸となって企画や準備を行なうことで、交流を深めることができています。なお、入場券と各種イベントで集まった金額は、チャリティー金として、労金運営委員会、北信地区労福協で寄付先を選定し、地域の子供たちのために役立てます。

※過去の寄付先 中野市北信病院・飯山日赤病院・飯山養護学校・中野市公立保育園・飯山こども食堂・木島保育園・飯山公立保育園等

(北信地区労福協 村田)

あの店 この店 どの店



上田風 焼そばの老舗 「日昌亭(支店)」

今回は、上田駅から徒歩7分の場所にある焼そばの老舗「日昌亭(支店)」を紹介いたします。

平日でも11時半頃から来店客が集まり始め、12時を過ぎたピーク時には、ほぼ満席となります。店内は、カウンター越しに厨房が見え、落ち着いて安らぎを感じる作りとなっています。

メニューは、焼きそば、焼きそば(大)、焼きそば半ワントンのセット(1,000円)、ラーメン、ワントン麺とシンプルですが、中でも焼きそばと半ワントンのセットがおすすめです。焼きそばには、お好みで酢辛子をかけます。麺はかためですが、パリッとしたものではなく、水分を含んでいる感じです。ワントンも具たくさんで、味はやや濃いめですが、優しく懐かしい感じがします。

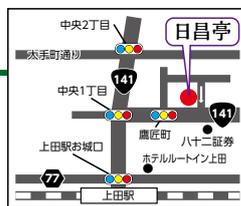


焼きそば半ワントン

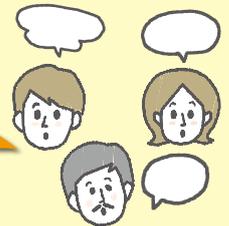
お持ち帰りも予約注文もできますので、是非一度お試しください。

日昌亭

上田市中央1-9-14 ☎0268-22-5363
営業時間：11：30～13：30
17：15～18：00
定休日：日曜日、祝日



読者の声



機関紙の中のメッセージや記事は、とても面白くまた意味深いと思います。(飯田市)

牛乳パンの特集、とても懐かしく面白い内容でした。諏訪の太養パンが載っていて、嬉しくなりました。(茅野市)

今回の牛乳パン特集は、初めて知る情報はばかりで面白かったです。紹介された店に牛乳パンを買いに行きたくなりました。(松本市)

ラグビーワールドカップのチケット購入トラブルは時期がとてもよかった。(阿南町)

暮らしなんでも相談は勉強になる。(長野市)

小3の娘が間違い探しを面白がってやったので、お送りします。家族で楽しめるのがいいですね。(長野市)

▶ ろうきんってどんな金融機関？



〈ろうきん〉と銀行って何が違うの？

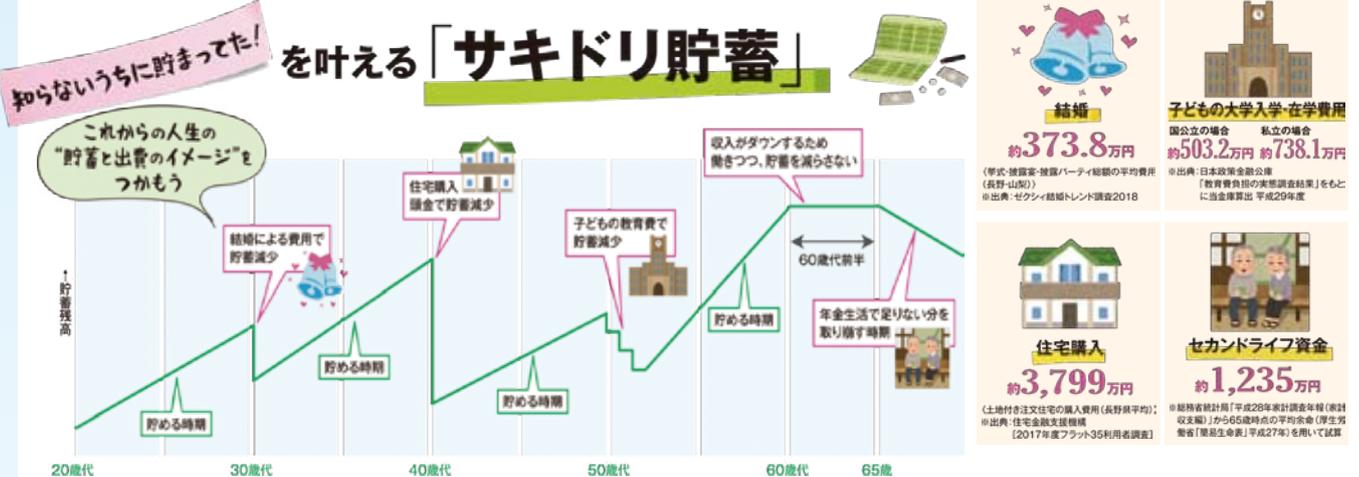
〈ろうきん〉は、**営利を目的としない、はたらく人のための福祉金融機関**です。

銀行と、商品やサービスの種類は同じですが、運営の仕組みが異なります。
はたらく人たちの暮らしを守り、応援することが〈ろうきん〉の役割であり使命です。

〈ろうきん〉ってどうやってつくられたの？

〈ろうきん〉は、昭和20年代、労働者がまだ銀行からお金を借りることが難しい時代に、労働組合や生活協同組合などの**はたらく仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っ**てつくった金融機関です。

▶ ろうきんからのお役立ち情報



お金を貯めるコツ



これだけ出費が多い人生を乗り切るのに大切なのは、**自然にお金貯まる「仕組み」をつくること**

$$\times \text{給料} - \text{生活費} = \text{貯蓄}$$

$$\text{給料} - \text{貯蓄} = \text{生活費}$$

手元に余った分も貯蓄すればいいや...

これでは毎月貯蓄をする金額もバラバラで、気づいたら貯蓄分が残ってない！なんてことも。

給料から貯蓄分をサキドリ！

貯蓄額をあらかじめ決めて、先に確保！
残った分で生活をやりくりすることでしっかり貯まる！

新入組合員を応援！



フレッシュャーズキャンペーン

キャンペーン期間▶2019年4月1日(月)～2020年3月31日(火)
期間中に下記の対象商品のご契約でクオカードが必ずもらえる！



対象者 2019年度新入組合員の方

- 対象商品**
- ①「財形貯蓄」(一般財形・財形住宅・財形年金)
 - ②「エース預金」(ろうきんchou-chouシリーズ含む)
 - ③「給与振込口座」

※①②は口座単位の年間お積立額が12,000円以上となる新規ご契約を対象といたします。

プレゼント

- ①②をご契約いただくと **クオカード 500円分**
- ③をご利用いただくと **クオカード 1,500円分**

こんにちは 全労済です。

保障の生協「全労済」は、働くあなたを応援しています。

社会人になったら知っておきたい“お金のこと”や“もしものリスクのこと”。

私たちと一緒に考えてみませんか。



全労済はこんなところ

働く人のための全労済

全労済は全国の働く人のための、たすけあいの事業体です。
組合員の生活を守り、豊かにすることを目的としています。
全労済は戦後、労働組合の中に芽生え、労働者福祉運動として誕生しました。全国で31,209(2018年5月現在)の労働組合などが協力団体となっています。

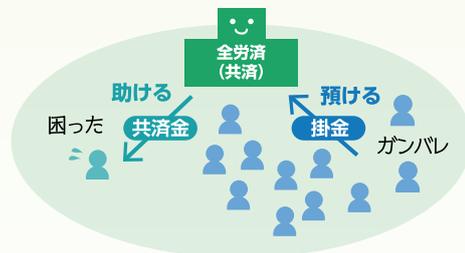
「たすけあい」の「共済」

協同組合が行う保障にかかわる事業は「保険」ではなく「共済」と呼ばれ、その根底には組合員相互の「たすけあい」の心があります。
「共済」は、生命の危険や住宅災害、交通事故など私たちの生活を脅かすさまざまな危険に対し、組合員相互のたすけあいを保険のしくみを使って行う保障事業です。

保障の生協です

全労済は、消費生活協同組合法(生協法)にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された“保障の生協”です。生協(生活協同組合)は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって、営利を目的としない事業を行う組織です。

組合員からお金を集めておいて
困った組合員が出たときに助けます。



「全労済」は、組合員に「たすけあいの共済」を提供するために、労働組合が結集してつくった組織です。
働く人々の安定した豊かな生活の実現をめざし組合員相互でたすけあう保障事業を行っています。

【お問い合わせ先】

新しく組合員になれる方へ(出資金について) 全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合連盟のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて次のとおりお預けしています。【掛金の払込方法】月払いの場合:1,200円(毎月100円×12ヵ月)、半年払いの場合:1,000円(1回500円×2回)、年払いの場合:1,000円(1回のみ)、一括払いの場合:1,000円(1回のみ)※マイカー共済のみ:月払い・年払いの場合ともに1,000円(1回のみ)

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に進めています。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を守り、お預けしたお資金に関する情報について厳密な管理体制のもとに正確性・秘密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

●ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のびき(契約概要・注意事項)」を必ずご確認ください。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお預けしたいたい組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

保障のことなら 全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済長野推進本部
(長野県労働者共済生活協同組合)

20歳代に増える投資用マンションの強引な勧誘に注意!

マンションの住戸を購入すれば、家賃収入や売却益を得られると勧誘する投資用マンションに関する相談が20歳代で増加しています。投資用マンションの相談件数は全体としては減少傾向にあるにも関わらず、20歳代は2013年度の160件から年々増加し、2018年度は405件と2.5倍になっており、実際に契約してしまっただけの相談が多くなっています。また、平均契約購入金額は、2,000万円を超えて推移しています。



相談1

投資用マンションをしつこく勧誘され、事業者が怖くて契約をしてしまった。

相談2

街頭アンケートに記入したら、投資用マンションを勧誘され契約してしまった。

相談3

家賃保証があると勧誘され投資用マンションを購入したが、赤字になっている。

相談4

事業者に指示されて虚偽申告をしてローン等を組んだが支払えない。



アドバイス

・投資にはリスクがあり、必ずもうかるわけではありません。

マンションへの投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。マンションの価格が適正か、将来の家賃収入、オーナーとしての負担、ローン返済額等の様々な要素を考慮して、判断することが求められます。20歳代の若者の知識・経験・判断力の不足に付け込む事例も見られますので、以下の点に注意し、より慎重な判断を心掛ける必要があります。



・契約の意思が無ければ、会わずにきっぱり断りましょう

事業者に「説明するだけ」と言われても、会ってしまうと強引な勧誘をされて断りきれないことがあります。契約の意思が無ければ、事業者と会わないようにしましょう。また、勧誘を断ろうとして、事業者に「手間をかけさせられた!」「社会人として失礼だ!」などと言われても、「契約するつもりはない、必要ない」ときっぱり断りましょう。なお、一度断ったにも関わらず、事業者が勧誘を続けることは禁止されています。

・金融機関から融資を受ける際に虚偽申告をしてはいけません

金融機関でローン等を組む際に、年収や資産、利用目的等を虚偽申告すると、金融機関から一括返済を求められる可能性があります。事業者に虚偽申告を指示されても、ローン等の返済義務は借主にありますので、絶対に従わないようにしましょう。事業者から虚偽申告のシナリオを渡されたり、通帳やキャッシュカードを事業者へ預けるように言われても、毅然と断ってください。

・不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談してください。

消費者ホットライン「188 (いやや)」局番なし

注意

○新年度が始まり、同時に新元号「令和」が発表されたり、紙幣の印刷が発表されたり、大きな変化を感じる時期です。このような慌しさに便乗した、詐欺や悪質商法なども発生しています。県内でも「元号が変わるのでキャッシュカードを回収する」などとする不審な電話が確認されており、また、今後「旧紙幣が使えなくなる」などといった詐欺が予想され、このような新紙幣に関連した詐欺などについても財務省からも注意喚起されています。慌しさのなかでも、冷静な対応をお願いします。

(長野県くらし安全・消費生活課)

くらしなんでも 相談80



柳澤 修嗣
弁護士



契約書と損害賠償について

Q

私は、小さな建設株式会社を経営しています。義理のある知り合いの紹介で、自宅を建設したいという方の仕事を請負いました。その代金は2000万円です。施主さんには年老いた母親がおり、当初は同居の予定がなかったものの、工事が始まるやその母親と同居しなければならなくなったとして、建物内や玄関先などをバリアフリーにすることや、トイレや風呂なども設計とは異なる仕様とすることを求められました。その結果、追加工事として300万円も超過してしまいました。工期が迫っていたことや義理のある方の紹介であったことから、追加工事について、施主さんと具体的に対価や費用を決めることもなく工事を完成させました。ところが、施主さんは「そんなに超過するなんて思わなかった、追加工事分の契約はしていないのだから、150万円までしか支払わない」と言っています。追加工事分の300万円全額の請求は出来ないのですか。

A

確かに、請負工事は、当事者間に工事の内容や金額等について具体的な合意があって初めて成立します。争いを防ぐためにも、覚書や追加工事契約書を作っておくのが原則です。しかし、いちいち細かな追加工事分についてまで、細々と契約書を作成せずに工事をするのも多いのではないかと思います。

そこで、商法は第512条で「商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる」としています。小さくとも株式会社は

「商人」にあたります。「営業の範囲内」の行為であることが必要ですが、建設会社にとって建物建設の追加工事は、通常は営業の範囲内の行為です。あとは、300万円が「相当な報酬」と言えるかです。追加工事の為の実費や適正な手間賃は認められるでしょう。

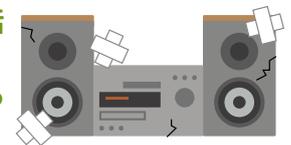
このように、金額の合意がなく契約が成立しているとはいえない場合でも、商人は相当な報酬を請求できます。おそらく商人は、「自分の身銭を使って依頼されてもいない仕事はしないはずだ」という前提があるのでしょう。

Q

私は、片側1車線の道路沿いに建つ賃貸アパートの1階に暮らしています。ある日、居眠り運転をしていたYが運転する車が、私の住むアパートの壁に激突しました。不幸にも、その壁の内側が私の住む部屋で、アパートの壁が壊れただけでなく、部屋に置いてあったオーディオセットもめちゃくちゃに壊れてしまいました。壁が壊れて住める状態ではありませんでしたので、修繕工事が行われた1週間はホテルでの生活を余儀なくされました。

壊れてしまったオーディオセットは、私が3年前から使っていてとても気に入っていたもので、大変にショックを受けています。また、突然自宅を離れて住み慣れないホテルでの生活を余儀なくされ、外食をしなければならない等不便な生活を強いられました。

オーディオセットの買い換え費用や感謝料をYやYが加入する保険会社から支払ってもらうことはできますか。



A

今回の事故でお怪我がなかったことは、不幸中の幸いです。

オーディオセットが壊れたことについて、Y (Yが加入する保険会社、以下同じ) から賠償金を支払ってもらうことはできます。ただし、オーディオセットの買い替え費用や購入当時の価格の賠償がなされるものではありません。オーディオセットのような「物」が壊れた場合、法的には、Yは、その物が壊れた時点の時価額を賠償すれば責任を果たしたとされます。壊れたオーディオセットは既に購入から3年が経過しているとなると、賠償額は低廉なものになってしまうかもしれません。また、いくらお気に入りの物だったとしても、物が壊れたことに対する感謝料は認

められないことが一般的です。

不便な生活を余儀なくされたことについて、高級ホテルに宿泊した場合は別ですが、原則として、ホテルの宿泊費はYに支払ってもらうことができます。他方で、どこにいても食事はとりますので、通常、その期間中に要した外食費全部がYの負担になるとはいえません。また、個別的な事情にもよりますが、1週間程度のホテル住まいですので、感謝料が認められる可能性は低いと思います。

大切な物を壊され、また、不便な生活を強いられたという嫌な思いをしていることはよくわかりますが、その思いが必然的に相手方から感謝料を支払ってもらえるという結論に結びつくわけではないのが、残念なところです。

ご家族で楽しむ

8個のまちがいはがし

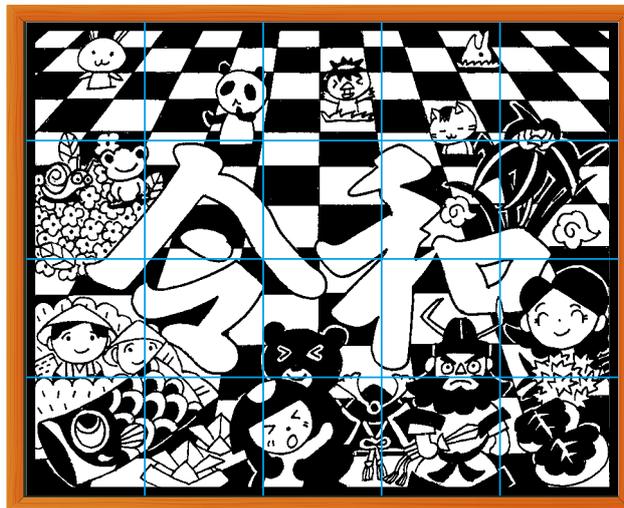
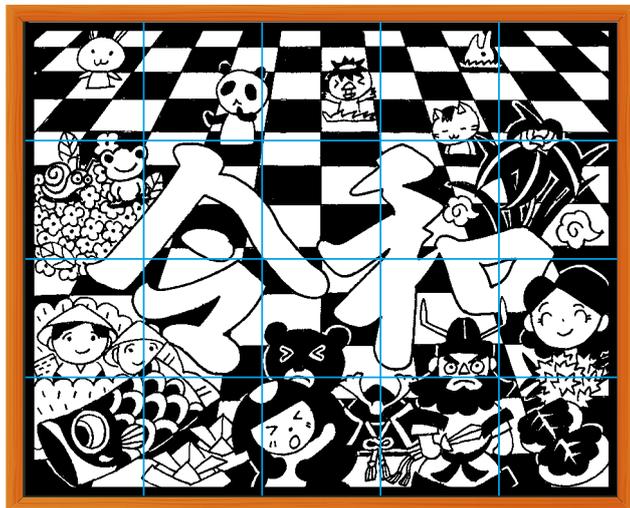
応募締切り
6月15日



下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8個探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思います。

2019年5月「令和」Start

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(画:ろうきん 西澤 修氏)

いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。

- クイズの答え(8個) ●労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。

★プレゼントの応募方法

その1 ホームページからのご応募

<https://www.lsc-nagano.or.jp/>



QRコードはこちら



長野県労福協のホームページ下のこちらのバナーからご応募ください。

その2 FAXからのご応募

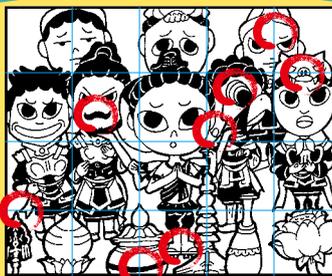
次のFAX番号からお申込みください **FAX番号026(232)6672**

その3 官製はがきでのご応募

〒380-8710 長野市立町978-2 労済会館内
一般社団法人 長野県労働者福祉協議会までご応募ください

前回の正解は

2019年3月11日第313号



当選者(5名・敬称略)

- ま ねい(長野市)
- 木内 宏(上田市)
- 内田 恵子(松本市)
- 中原 繁(塩尻市)
- 湯澤 晃一(駒ヶ根市)

正解者の中から抽選で5名の方に図書カード1,000円分をプレゼント

日々是好日

元号が平成から令和に変わる節目の10連休、どの様にお過ごしになりましたか。爽やかなイメージの季節、本来吹くであろう薫風が熱風となり、4月には桜の開花と同じくして雪が降るなど、元号が令和になっても異常気象が続くことが予想されています。異常気象の原因低減について、最近よく取り上げられているワードとして、「SDGs(持続可能な開発目標)」という言葉が出てきます。▼2015年国連において、貧困や格差の解消、教育や保健の充実、気候変動への対策、平和で公正な社会の推進など、21世紀の世界が抱える課題解消に向けて、17の分野で到達目標(ゴール)を設定し、2030年までの15年の間に実現することが全会一致で採択されました。▼SDGsは、普遍的な目標として「地球上の誰一人として取り残さない(Leave no one behind)」ことを誓っています。先進国と途上国、そして企業と私たち個人がともに手をとって目標達成のために努力をしていかなければ、貧困の解消、格差の是正や地球環境といった深刻な問題は解決できません。▼また、17分野の目標をさらに細分化した具体的な169の達成目標(ターゲット)には「食品廃棄を半減させる」や「育児や介護、家事という家庭内の無報酬労働を評価し、責任を分担する」など日常生活でも取り組めるものが多く、私たち一人ひとりに密接に関わっている問題もあります。▼魯迅の短編小説「故郷」の最後に「思うに希望とは、もともとあるものとも言えぬし、ないものとも言えない。それは、地上の道のようなものである。もともと地上に道はない。歩く人が多くなれば、それは道になるのだ。」との一節があります。▼2030年の世界を変え、その先の未来に引き継いでいくためには、SDGsを特別なものとしてではなく、「自分ごと」として捉え、それぞれの活動、生活の中に浸透させていくことが大切です。それが多くの人々に広がっていきければ新しい道(持続可能な社会)となります。その道の先頭集団に労福協がいたら、と、散り行く桜を愛でながら思う、今日この頃です。(雅)



(イメージ図)